

平成30年白老町議会全員協議会会議録

平成30年 2月20日（火曜日）

開 会 午前 9時30分

閉 会 午前 9時49分

○議事日程

1. 国民健康保険税率等の改定について
-

○会議に付した事件

1. 国民健康保険税率等の改定について
-

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 山田和子君 | 2番 小西秀延君 |
| 3番 吉谷一孝君 | 4番 広地紀彰君 |
| 5番 吉田和子君 | 6番 氏家裕治君 |
| 7番 森哲也君 | 8番 大淵紀夫君 |
| 9番 及川保君 | 10番 本間広朗君 |
| 11番 西田祐子君 | 13番 前田博之君 |
| 14番 山本浩平君 | |
-

○欠席議員（1名）

- 12番 松田謙吾君
-

○説明のため出席した者の職氏名

町民課長	畑田正明君
財政課長	大黒克己君
町民課主幹	齋藤大輔君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	増田宏仁君

◎開会宣言

○議長（山本浩平君） ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午前 9時30分）

○議長（山本浩平君） 本日の全員協議会の案件は、「国民健康保険税率等の改定」についてであります。担当課からの説明をお願いいたします。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） お忙しい中、全員協議会を開いていただきましてありがとうございます。

いよいよ平成30年度から、国民健康保険が都道府県化という形になります。いわゆる広域化がスタートすることになります。広域化につきましては北海道が保険給付金に係る経費を全額市町村に交付して、市町村は北海道が決定する国保事業納付金を納付するため、北海道から示される標準保険税率を基に税率を決定して保険税を付加徴収することになります。

これまで、広域化の内容や納付金及び税率の算定結果につきましては、産業厚生常任委員会の所管事務調査や委員会協議会においてご説明させていただいたところですが、本日は、本算定による北海道から示された納付金等の内容と保険税率等の見直しについて、ご説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 齋藤主幹。

○町民課主幹（齋藤大輔君） 私のほうから、第2回本算定結果及び保険税率の見直しについてご説明させていただきます。

資料1ページです。1. 事業費納付金算定概要と実施時期です。平成30年度からの新たな国保制度への移行準備としまして、平成28年11月から平成29年8月までの間に計3回の事業費納付金仮算定が実施され公表されております。この期間で事業費納付金算定方法の考え方や取り扱いなどの修正がなされまして、本番である第1回本算定結果が平成29年11月に第2回本算定結果が平成30年1月に実施公表されております。

次に、2. 算定結果経緯であります。ここの表は退職分を除く一般分となっておりますが、右側から本算定2の納付金算定額5億8,387万2,000円が北海道に支払わなければならない額となり、それをまかなうための必要な収入額ベースの必要保険税額が4億6,141万8,000円、収納率を加味した調停額ベースの標準保険税額が5億938万8,000円で、納付金算定の考え方や公費の取り扱いが変更されたことなどによって第1回仮算定時から徐々に減額となっております。

続きまして、3. 本算定による激変緩和措置であります。今回の制度改定の柱である事業費納付金制度の導入によりまして、各市町村が本来集めるべき一人当たり保険税額が変化し、被保険者の税負担が急激に増加することがないように都道府県単位での保険税激変緩和措置が図られることとなっておりますが、本町はこの激変緩和措置対象となっております。ここの表にあるとおり、右側から平成30年激変緩和前必要保険税額5億2,463万3,000円が本来であれば必要な額となりますが、第2回本算定では医療分、支援金分、介護分、合わせて6,321万5,000円の緩和措置が図られ、12%減

となります平成30激変緩和後必要保険税額 4 億6, 141万8, 000円までに圧縮されております。

次に、一人当たりで見えますと本来10万312円が必要な収入額ベース保険税額となりますが、激変緩和措置により 1 万2, 087円減額の 8 万8, 225円となり、平成28年必要保険税額 8 万6, 495円に比べて 2 %増に抑えられております。この激変緩和措置は平成30年度から平成35年度までのおおむね 6 年間の時限的措置となっております、平成28年度と一人当たり金額を比較して最大 2 %までの上昇に抑えるものとなっております

続きまして、2 ページです。4. 現行及び仮算定とのモデル世帯本算定結果比較であります。ここでは世帯構成や所得金額の異なる 7 つのパターンで現行保険税と算定結果の比較をしております。最初の (1) 40歳代夫婦 2 人世帯、基礎控除後所得200万円のモデルで算出した結果、現行保険税33万2, 900円に対しまして、仮算定で徐々に金額が圧縮され最終の第2回本算定では34万円、率にして 2.1%増となっております。以下同じく、(2) 40歳代 夫婦 2 人、子供 2 人世帯、基礎控除後所得250万円のモデルから (7) 40から64歳の単身世帯、控除後所得ゼロ円のモデルを見てもわかりのとおり、どのパターンにおいても第 2 回本算定までの間に徐々に金額が圧縮され伸び幅が減少しております。

これは、国や道において算定条件の変更や公費の取り扱いなどにより、全体として算定保険税額が減額となったところがございます。しかしながら、現行保険税との比較におきましては、全てのパターンで増額となっていることから、本町の現行保険税額は全道的に見ても低く設定されていたことがわかりますし、今回の国民健康保険制度広域化による国民健康保険税率の見直しについては、少なからず税率の増額改正が必要であることが見て取れます。

続きまして、3 ページに移ります。5. 管内及び類似町とのモデル世帯本算定結果比較についてであります。ここでは第 2 回本算定結果より提示された標準保険税率で算定した保険税額をモデル世帯保険税の項目ごとに胆振管内類似団体と比較した表で、下段には北海道の平均値を掲載してございます。5 つのパターンで比較しておりますが金額でいいますと白老町は管内11市町中下から 2 番目の10位に位置しており、管内 1 位は登別市、最下位は厚真町となっております。

続きまして、4 ページです。6. 管内及び類似町との保険税率等本算定結果比較についてであります。ここでは第 2 回本算定結果により提示された標準保険税率と現行保険税率を比較した表となっております、下段には北海道の平均値を掲載しております。白老町の所得割は11.14%で現行と比べ 0.84%減、減額率は7.01%です。管内では 8 市町が現行より減、3 町が増となり、最も高い所得割は登別市の12.46%で、白老町は管内10位となっております。

次に、白老町の均等割りは 4 万4, 037円、現行と比べ 1 万5, 937円増、増額率は56.72%です。管内では 9 市町が現行より増、2 市町が減となり、最も高い均等割りは登別市の 4 万9, 622円で、白老町は管内10位となっております。

次に、白老町の平等割りは 2 万9, 159円で現行に比べ 7, 941円減、減額率は21.4%です。管内では 9 市町が現行より減、2 市町が増となり、最も高い平等割りは登別市の 3 万2, 652円で、白老町は管内 10位となっております。また、今回の本算定において激変緩和措置が図られている市町は本町のほか安平町、厚真町の 2 町となっております。また、管外の森町から芽室町の 5 町は白老と同じ赤字団体となっておりますが、本算定結果を比較してみますと激変緩和措置の対象となっていないため、

所得割、均等割、平等割の全てにおいて本町よりも高く設定、提示されております。

続きまして、5ページに移ります。7. 本町の保険税率の見直しについてであります。保険税率改正の指標となる第1回本算定結果が11月に公表されたことによりまして、同時に本町においても具体的な見直し作業を進めております。平成29年11月27日に町長から諮問を受けた国民健康保険税率の見直しについて、国民健康保険運営協議会で3回の審議を経た後、平成30年1月25日山崎会長より答申がされております。

初めに、①国民健康保険税率です。現行の保険税率は平成21年度以降据え置かれていること、今回の標準保険税率の提示により現行保険税率は他市町村よりも低く設定されていること、将来的な保険税水準の平準化などを踏まえ、今回の税率改正は適切であるとの結論に達しております。

具体的には、A、B、Cに掲載しておりますが、北海道の激変緩和措置にならい、本町においても所得割率、均等割額、平等割額をそれぞれ現行税率より2%増とすることが妥当であり、今後の見直し時期については、北海道運営方針にならい最低でも3年に1回の改定有無の判断をすることになっております。参考としまして、保険税の2%増は現行とどれくらい差があるのかということですが、参考1. 保険税額比較表に掲載のとおり所得割で0.24%、均等割562円、平等割で742円の増となります。また、参考2. 所得金額別比較表で基礎控除後所得金額別、世帯人員別でどのくらいの増額になるのかを掲載しておりますが、500万円の2人世帯で年間1万3,900円、200万円の2人世帯で年間6,700円、ゼロ円の2人世帯で400円の増となります。

続きまして、②葬祭費支給額です。将来的な負担の公平化、平準化の観点から北海道では3万円に統一を図るよう各市町村に対して働きかけをしております。本町は現行1万5,000円で金額的には倍となりますが、全額北海道の交付金による補填によることと、札幌市など他市町村の採用被保険者数割合が約7割と高いことから、こちらにつきましても全道一律の金額とすることは適当であるとの結論に達しております。

続いて6ページに移ります。(2)一般会計繰入金でございます。事業費納付金を支払うためには、道が示した標準保険税率により保険税を集めなければなりません。本町では2%増ということで財源不足が発生してしまいます。この不足分は一般会計からの繰入金をもって補填する考えであり、それを表したのが①の表でございます。運営協議会の答申のとおり現行保険税率より2%増とした場合、税率アップ分で約920万円、不足分が3,730万円となり、この額を一般会計繰入金で賄うこととなります。カバー率は税率アップ分で19.8%、一般会計繰入金で80.2%となっております。この不足分は、平成30年度当初予算にその他繰入金分として計上予定であります。一般会計繰入金全体額を前年度当初予算と比較しますと、この部分を含めての増額分は②の表のとおり1月末時点での見込みでございますが約90万円増となっております。

最後に、8. スケジュールでございます。平成29年度の保険税関係の主なものを掲載しておりますが、平成28年度から計3回行われた仮算定及び本算定が終了し、今後は2月に最終的な事業費納付金額と標準保険税率が示されます。また、今後の議会对応としまして保険税条例などの改正を3月会議に上程する予定でございます。以上をもちまして、第3回本算定結果についての説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま担当課からの説明が終了いたしました、この件につきまして特に

聞いておく必要のあること、またわからないことなど、聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、国民健康保険税率の改定の説明を終了いたします。

◎閉会の宣言

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、本日の全員協議会を閉会いたします。

（午前 9時49分）